

# 広場部会活動企画

広場部会は台東区内の広場（公園・空地・遊休地等を含む）の使用・運営・管理適正化事業の事業達成のため「広場部会ドクターコース」を設立し、運営・管理を行う

## 「広場部会ドクターコース」事業内容

（広場と地域との関連性の調整事業として）

広場をコミュニティー基地と位置づけ協議会・景観部会と協力して、様々なイベントや行事を開催する

- ① 根岸の里冬あそび
- ② 根岸の里あかり
- ③ 防災施設使用訓練
- 4 防災等の広報活動

（広場デザインの指導と助言事業として）

根岸の里広場を、防災広場のモデルとなるよう、研究会・勉強会を行い後続の活動者に対して指導と助言が出来るようにスキルを高める

- ① 防災広場のあるべき様の研究
- 2 防災設備や備蓄についての調査

（植栽設計、デザイン管理）

自然環境を重視し日本固有の植栽を大切にすることに勤める

（ビオトープ {池} 設営、管理）

自然環境を重視し日本固有の水辺の植物・動物を大切にすることに勤める

（雑草等草刈の指導と助言）

自然環境を重視し日本固有の植栽を大切にすることと理念に従い雑草や害草等の草刈の指導と助言を行う

広場ドクターの資格審査、資格認定は2年間の実質活動に参加した者の中から部会会議で全員の賛同を得て認定する

※ 第1期広報ドクターは既存部会員でマニュアル作成に関わった者を部会会議で認定する

## 広場部会活動詳細企画

### 1、 広場と地域との関連性の調整

- 2、 広場デザインの指導と助言
- 3、 植栽設計、デザイン管理
- 4、 ビオトープ（池）設営、管理
- 5、 雑草等草刈の指導と助言

## 広場部会・会則

(名 称)

第1条 本会は、広場部会という。

(事務所)

第2条 本会は、主たる事務所を会長連絡先におく。

(目 的)

第3条 本会の目的は、次のとおりとする。

- ① 根岸3・4・5丁目町づくり協議会の活動をより有効的に推進するため、景観部会と広場部会を各独立した部門としてそれぞれの協議と研究・勉強を行う。
- ② 根岸3・4・5丁目町づくり協議会広場部会の活動をより活発に推進するため、根岸3・4・5丁目町地域を超えて台東区内の広場に関するあらゆる問題解決の指導と助言を行う。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- 1 会員の自己啓発に資するための勉強会、研修会、講演会、座談会、その他会員の相互啓発及び親睦のために必要な事業
- 2 広場自主管理活動の普及に協力する
- 3 会員の生涯学習の一環として「広場部会ドクターコース」の運営、管理を行なう。

(会員)

第5条 本会の会員は、根岸3・4・5丁目町づくり協議会の会員の中で「広場部会ドクターコース」認定者として認められたもので構成する。

(広場部会ドクターコース事業)

第6条 つぎの事業達成のため「広場部会ドクターコース」を設立し運営、管理を行う。

- 1 広場と地域との関連性の調整
- 2 広場デザインの指導と助言
- 3 植栽設計、デザイン管理
- 4 ビオトープ（池）設営、管理
- 5 雑草等草刈の指導と助言

(会費) (役員) (総会) 等この規約に定めのない事業については、根岸3・4・5丁目町づくり協議会会則を準用する。